

第5期札幌市子どもの権利委員会 第2回委員会

会 議 録

日 時：平成30年11月22日（木）午後5時開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○加藤委員長 定刻となりましたので、札幌市子どもの権利委員会第2回委員会を開催いたします。まず、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 本日は、A委員から欠席のご連絡をいただいております。続きまして、資料の確認ですが、本日、机上には、座席表と委員名簿のほか、第1回目の会議録を配付させていただいております。

そのほか、資料1から資料5を事前に送付しておりますが、お手元に資料がない方はお知らせください。

2. 議 事

○加藤委員長 それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題は、平成30年度子どもに関する実態・意識調査についての1点です。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、平成30年度子どもに関する実態・意識調査について説明いたします。

前回、10月19日の1回目の会議の際に、調査の概要や項目について大まかに説明させていただいておりますが、今回はより具体的な調査票案として提示しておりますので、ご意見をいただければと思います。

まず、お手元の資料1をご覧ください。

資料1に関しては、前回と同じ資料であり、一部繰り返しの説明となってしまいますが、2の調査方法をご覧ください。

こちらは、無作為抽出した19歳以上の大人5,000人と、10歳以上、小学校4年生以上の子ども5,000人に調査票を配布いたします。

調査票は、大人用のほか、子ども用を10歳から12歳までと13歳から18歳までに分けて実施する予定となっております。

これらの調査票については、12月17日に対象者宛てに発送し、来年1月11日までの投函をお願いする予定です。

調査全体の考え方については、3の調査項目の検討に記載しております。

まず、この調査は、子どもの権利条例が施行された当初の平成21年度と平成25年度に実施されており、今回が3回目でございます。

調査項目については、平成21年度から10年経過しておりますので、経年変化という言葉方をしておりますが、その間の変化を見ることも想定しております。

さらにさかのぼりますと、権利条例制定前の平成15年度に子どもの権利や子どもの暮らしに関して行った市政世論調査あるいは青少年基本調査で使用された項目の多くが21年度の最初の調査でも使用されていることを申しておきたいと思っております。

こうした状況を踏まえた上で、今回の調査項目の考え方ですが、まず、1点目として、

この調査は、最終的には、子どもの権利条例に基づいて、子どもの権利の普及、浸透のために実施するものですので、設問も、この条例及び推進計画の内容を踏まえることとして、子どもの安心や体験の機会、参加の状況、権利保障の状況等といった質問構成にすることを考えております。

2点目としては、先ほど申し上げた経年変化の把握という点で、今回も同じ項目を継続するものがあり、子どもの権利についての認知度、権利保障の状況について質問することを考えております。

3点目として、過去の5年おきの調査の3回目となる節目の調査ということもありますので、必要に応じて新たな項目を追加することとしました。地域とのつながりやスマートフォンの利用状況等、時代に応じた新たな質問を検討しております。

4点目として、3点目と逆になりますが、これまでの検討の中で分析や考察に使われていなかった項目については、回収率向上のためにも、有効性を考えた上で整理等を行うことを考えております。

これらを踏まえて、調査項目のイメージ図を資料1の一番下に掲載しております。

まず、調査対象が大人と子どもに大きく分かれております。大人に対しては、子どもに対する意識、認識を把握するため、子どもの印象や子どもをめぐる課題、子どもに接する際に心がけている態度などを質問しています。

一方で、子どもに対しては、子ども自身の意識や認識を把握するために、ふだんの生活感覚や自己肯定感などの自己認識、自己評価のほか、周囲の大人への意識などを質問することで、全体として、大人側から見た子どもへの意識、子ども側から見た自分自身や大人への意識を把握することを考えております。

また、大人と子どもそれぞれ共通して質問する項目を下のほうに掲げております。

具体的には、子どもの安心に関して、不安や心配、相談先、居場所などについての質問、子どもの体験に関しては、自然、社会、文化の経験の機会などについての質問、子どもの参加に関しては、周囲の理解や意見表明の機会などについての質問、学校や家庭以外の子どもの生活や成長の場としては、地域とのかかわりについての質問を考えております。

また、子どもの権利についての認知度のほか、子どもの権利の保障の状況についてどのように受けとめているかという質問も考えております。

これらの調査項目の一覧を資料2に整理しておりますので、ご覧ください。

大人用、子ども用調査票のどちらにも載っている質問には丸印を表記しています。また、前回、平成25年度からの関連質問については前回の質問番号を記載して、新たな項目については新規と記載しております。

質問の順番としては、性別や年齢に関する基本情報に続いて、子どもに関する意識、状況、子どもの権利という流れを考えております。

この一覧に加えて、資料3と資料4と資料5では、大人用を資料3、子ども用は13歳から18歳を資料4、10歳から12歳を資料5として調査票案を添付しています。

最終的には、このアンケート結果をもとに集計、分析をして、現状の評価、検証を行い、今後の子どもの権利の効果的な普及、浸透に向けた取組につなげていきたいと考えております。

なお、前回の会議の中でいただいたご意見も参考にして、今回の調査票案では、回答することができるだけ迷わないよう、例えば子育てサロンなどについては用語の注書きを一部加えるなど、できるだけわかりやすい表現に努めています。

前回と比較して、実際の調査票のイメージでは印象が少し異なると思いますが、そういう観点からも見ていただき、ご意見をいただければと思います。

それから、前回の会議の中で、ウェブ回答などの取組をしてはどうかというご意見をいただいております、検討させていただいたところ、今回の質問の量から、技術的な問題で、スクロール画面が長くなってしまふことによる回答への負担の問題ですとか、前回の議論の中でご指摘いただいた二重投稿の問題などをクリアするのが難しいこともあり、申し訳ありませんが、今回は見送らせていただきたいと思います。

調査とは直接関係ありませんが、前回ご質問いただいていた子どもの権利救済機関の男女別のデータについてです。

これについては、昨今の性別に関するデリケートな問題等もあり、相談機関では相談時に性別を積極的に聞き取っていない現状もあり、できる範囲で集計しております。そのため、男女別の個別のデータを出して集計しておらず、全体の件数として集計している状況となっております。

ちなみに、平成29年度の相談実件数は943件でしたが、その内訳として、男性は387件、女性が487件となっております。また、不明が69件という数値となっております。

最後に、調査票に戻りますが、今回の調査票については、事務スケジュール上、11月末までに確定する必要があり、本日頂戴するご意見を踏まえて、事務局でもできるだけの検討、調整を行いながら、よりよいものにしていきたいと考えております。

今日は、調査内容の考え方、答えやすさ、わかりやすさのほか、調査票回収後の分析、考察といった観点からもご意見をいただいたり、その先の計画や施策のあり方等についても構いませんので、ご質問、感想を含めてご意見をいただければと考えております。

○加藤委員長 前回のこの委員会の議論をいろいろと反映していただいて、原案がここに示されているとのこと。ウェブ回答等は、今回は見送るということです。

これについて、これから意見交換、議論をさせていただきたいと思っております。

質問、ご意見をお出しいただければ幸いです。

○B委員 前回、私が指摘した大人用の問9の地域とのかかわりに関して、いろいろと補足説明等を加えていただいたことに、まず、お礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

それで、非常に基本的なことですが、問1の性別に関してです。

これは、子どもの調査の中でも、問13に「自分の性格や体のこと」、「異性のこと」という設問が設けられているとおり、昨今、LGBTの人たちが学校教育の場や社会の中に一定数いることが指摘されていて、札幌市はそれにかかわるさまざまな施策に取り組んできております。

そういった観点から、男女以外に「その他」の項目を設けてはどうかということをご提案させていただきます。

というのも、先ほど辻岡課長から説明がありましたとおり、不明の相談件数も69件出ているということです。これが一体何を意味するのかというのは分析していかなければよくわからないかもしれませんが、もしかしたら、どちらともいえない方々かもしれません。これは、あくまでも推測ですから、断定することはできないと思いますが、昨今、そういう状況があり、特に権利を考えている委員会ですので、設問の中にそれを新たに加えてはどうかご提案させていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、大人用の問15です。

前回、C委員から、学校の先生が相談に入ってくれないのかという質問がありました。それは、今日いただいた資料の中で、別項目で設問に入れられていることがわかりましたので、整理ができましたが、問15の機関以外のところに相談する人がいるのではないかと思いますし、ここから漏れるものが出てくる可能性があります。せっかく限られた予算の中で調査していくわけなので、ここにも「その他」の項目を入れて、これ以外のところに相談している人がもしいるのであれば、今後の把握のためにもそれを加えていってはどうかご提案させていただきます。

最後に、三つ目は質問で、もしわかればお答えいただきたいと思います。

大人用の調査票の問5に13項目の設問が書かれていて、前段のほうは、「抱えこみやすい」とか、否定的なものや肯定的なもの、設問項目が混在しておりますが、これは意図的にそうしたのか、そうではないのか、もしわかるのであればお答えいただければと思います。

○加藤委員長 二つのご意見、一つの質問がありましたが、まず、質問について、事務局からお願いいたします。

○事務局（市川子どもの権利担当係長） 意図的かどうかということですが、意識して混在させています。2年前の子どもの貧困の関係の調査で、北海道大学の先生方からアンケート調査票の設計に際して、自動的に同じ番号で回答されないように、より意識して回答していただくため、ばらつきを持たせるといった考え方もあるとお伺いしたこともあり、多少意識的に混在させています。

○加藤委員長 それでは、2点ほどご意見をいただきました。

まず、昨今、少数者の権利が非常に重要視されているため、「その他」という項目を追加したほうがいいのではないかという点について、ほかの皆様から意見をお出しいただければと思います。

○D委員　すごく難しい問題だと考えながら、何か発言したいなという気がして手を挙げてしまいました。

B委員のご指摘はごもっともですし、正論だと思います。

他方で、「その他」という項目を3として設けてしまうことにより、逆にLGBTと言われる方々がどう受けとめるのかなと思いました。また、10歳以下の子どもにも設けたときに、家庭内でどんなハレーションがあるのかなとかもろもろ考えたときに、答えがあるわけではありませんが、LGBTのTの問題は非常に慎重に考えたほうがいい問題だという感想を持ちました。

それから、こういった昨今の情勢の中で行政がアンケートをとる際に、別にほかの例に倣えというわけではありませんが、「その他」という項目を設けるとして、今言ったLGBTの方々に対する人権的な配慮という観点がどう位置づけられているのか、他の例はどうなっているのか、質問も含めて感じたところです。

もっと言うと、性別というのは欠かせない項目であると思いつつ、今後の流れからすると、性別を問うということ自体の意味づけも難しい問題だと思います。

○B委員　私がこれをなぜ言ったかという、私は実際に不登校やひきこもりの支援に携わっていて、アンケートを実施する機会が年間を通して非常に多いのですが、その中でもLGBTの当事者の方々が出て、接触する機会が多いです。そのときに、アンケート調査票を見て、何で「その他」がないのだと当事者側から指摘を受けました。

そういうことがあったものですから、「その他」という非常に抽象的な言葉の表し方になり、グレーゾーンみたいな意味合いになるかもしれませんが、そういう質問項目を設けていただいたほうが、当事者側にしてみると、アンケートの捉え方は多少変わってくるのではないかとのご提案させていただきました。

○加藤委員長　ほかにございませんか。

○E委員　今のB委員のご意見はもっともだと思いますし、D委員のおっしゃることもすごくよくわかると思ってお話を聞いておりましたが、私も、仕事上、LGBTの方の支援をする機会が結構多くあります。記録させていただくときに、ご本人様に、どう記録しておくといいですかと直接伺って、言われたとおりの内容をそのまま書いていますが、アンケートではそれが不可能だと思います。

それをすることによって妥当な項目ができるかどうかはわかりませんが、LGBTを支援している団体や、札幌市の施策の中でLGBTにかかわる所管課に意見を求めるなどして、3番目の項目を設けるのであれば、どういう表現が妥当なのかを聞くのも手としては検討してもいいと思いました。

○加藤委員長　ほかにございませんか。

○F委員　B委員がおっしゃることは私も十分に理解できますし、中学校の現場でも、数は少ないですが、そういうことを言っているお子さんがいる学校もあると聞いております。

一方で、そのことへの学校全体としての配慮の中で、あえてそういうことを打ち明けて

いないお子さんの中には当然いらっしゃると思いますので、そのことによって過度な負担になる場合もあると気にしているところです。札幌市全体がLGBTの子に対してどのようなスタンスでいるのかということとのかかわりも出てきますので、扱いは難しいと思います。

思いは十分にわかりますが、慎重に扱うべきところでもあるかと思っておりました。

○加藤委員長 非常に難しい問題だと思いますが、この点について、ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

○C委員 LGBTについては今の調査で困るところですが、トランスの方は自分の認識なので、どちらかに分かれると思います。分かれ不了はクエスチョニングの方たちだと思いますので、私たちが調査をするときには、「その他」ではなく、「わからない」という項目を設けて調査することがあります。ごく少数ですが、自分でどちらに入るかわからない方々がつけるところはどこかなということで設けることはあります。

○加藤委員長 「その他」というより、「わからない」の項目を設けているということですが、皆さん、いかがでしょうか。

○D委員 私も、どちらが正しいか、まだ整理できておりませんが、ご指摘のとおり、「その他」ではないと思います。LGBTのそれぞれについて、まずは我々も正確な知識をちゃんと持たなければいけないと思いますし、トランスジェンダーの方でも、生物学的には男性あるいは女性であっても、気持ちは逆であるということです。ただ、「その他」というくりではないとなると、書くのであれば、「わからない」というのも一つのアイデアかなと今のお話を聞いて思ったところです。

先ほどE委員もおっしゃっていたとおり、とりわけこの問題に最先端で取り組まれている行政の中でどんな取り扱いをされているのかというあたりは情報として必須だと改めて思いました。

○加藤委員長 ご提案の趣旨は、B委員と同じだと思いますが、どうですか。

○B委員 私は、当事者から指摘を受けて、私たちが主体的にやっているアンケートの中で取り組んできたことをお話ししました。「その他」がいいのかどうかという問題は確かにあるかもしれませんが、つけやすさ、回答しやすさというところでそういう設問項目を設けているということです。

それから、郵送によるアンケートの場合は、一般的に封筒に入れて回収するというやり方をしており、基本的には自分以外の人に見えるような形にはなっていない調査方法となっているので、その辺は大丈夫ではないかと思ひます。

入れるかどうかの結論をすぐにここで出す必要はないと思ひますし、今後の権利にもかかわるような課題ですので、札幌市の中でも、また我々の中でもそれぞれ勉強していつて、そして決めていけばいいのではないかとすることを説明させていただきます。

○加藤委員長 「わからない」という項目ですと、記入しづらいということはなくなるでしょうか。

○C委員 「その他」となると、排除的な感覚も生まれるので、自分でもまだわからない

とか決められないという意味で、「わからない」という項目で調査することはあります。
○加藤委員長 この点について、反対意見などはありませんか。もしあれば、ご自由にお出しいただきたいと思います。

○G委員 「わからない」というよりは、男性・女性・どちらでもないというのものもあるのかなと思いました。

私は、子ども用の10歳から12歳の調査票を見ていて、これを子どもに聞かれたらどう答えようと思っていました。わからない問題とかがあって、これはどういうことといったときに、「わからない」だと子どもも納得しないし、どちらでもないと答えようと思ってしまったので、「どちらでもない」だと思いました。

それから、今、うちの学校では開放図書館をしまして、漫画でわかるLGBTという本を今回入れました。そうしたら、借りてはいませんが、折り目がついていたので、みんな読んでいると思いました。なので、そういう情報を子どもたちは知っているというのも一言つけ加えさせていただきます。

○加藤委員長 ほかに、この点についてはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、委員会では、もう一つ別の項目をつけてはどうかという意見が多数あったということにいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今、皆さんからいろいろなご意見をいただきました。基本的に、この委員会での議論をできるだけ実現させていくのが私どもの立場ですので、今のようなご意見をいただければ、さらにいいものになると思っております。

D委員がおっしゃっていた性別の項目自体が必要なかどうかとか、ほかの市の調査の中ではどうやっているのかという点ですが、市が行っているアンケート調査ではほかの選択肢を設けているものは余り聞いたことはありません。

そのところは別にしても、性別の調査項目を設けておくこと自体がどうなのかという点について、救済機関では性別をあえて積極的に聞かないという部分で言うと、相談機関はほとんどが電話やEメールで、面談はそれほど多くありません。相手が見えない中で性別を聞き取ることの難しさや答えづらさなどがあります。

そういう点で、アンケート調査の場合は、書かなくてもいいという選択肢もあるので、現時点では設けているという形だと思います。将来的に性別の項目がなくなる可能性もありますが、そのままの形で行かざるを得ないかもしれないと考えております。

E委員からいただいた意見もございますので、男女共同参画課にも確認などした上で整理していければと思っております。

○加藤委員長 それでは、1点目はこのぐらいにさせていただきます。

次に、大人用の調査票の問15に「その他」を設けたほうがよろしいのではないかとご意見をいただきましたが、この点はいかがでしょう。

○H委員 確かに、「その他」という項目がないなと思いました。

うちの子どもはまだ年長ですが、英語の教室に通っていきまして、その先生との面談のときに、年齢が上の子が授業が終わった後で、親にも言えないこととか、お友達にも相談しづらいこととかを先生に相談するときがあるという話を聞きました。「学校のスクールカウンセラー」も相談機関ではありませんし、ほかに括弧で自由に書くところがあったほうがいいと思いました。相談機関でなければいけないということであれば、ないほうがいいと思いますし、子どもや大人が調べてもっとほかの機関を知っているのであれば、「その他」は必要だと思います。まだ勉強不足なので調べ切れておりませんが、ほかにも機関があるのでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） この設問に「その他」を設けることに関しては、どなたも異論はないと思います。

ここには主だったものを上げておりまして、ほかの機関で言いますと、例えば少年鑑別所というところがございます。私は、少年鑑別所視察委員会と言いますが、鑑別所に入所している方の処遇が適切かどうかを監視する機関の委員を委嘱されています。鑑別所自体が子どもに対する全般的な相談を受けていきまして、ここに加えてもいいぐらいなので、「その他」を入れてしかるべきかと思います。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

○E委員 今回の意見にどうこうということではないのですけれども、最近、スクールソーシャルワーカーも普及してきているので、問15の①にスクールカウンセラーと並べて記載してもいいかなと思いました。

○加藤委員長 ほかに何でも結構ですので、ご質問も含めてお願いします。

○E委員 この資料を事前に読ませていただいて、いろいろ考えていたのですが、まず、無作為で5,000人の方を選んで質問させていただくので、届く先にはいろいろな障がいをお持ちの方とか、何らかの事情で識字に課題のある方がいる可能性は十分あると思います。なので、できれば全部にルビを振ったほうがいいと思います。

それから、意思を伝えることはできても、自分の手で丸をつけることができない方もいるかもしれないので、代筆について、何かご説明があってもいいのかなという気がしました。ただ、誤解を受けると、もしかしたら問題が起きてしまう可能性もあるので、今、気のきいた文言が浮かばないのですけれども、自分の指や手でつけることができない方についての代筆みたいな記載があってもいいのかなと思いました。

あとは、感想ですけれども、問13の不安や悩みを抱えていると思いますかの10番で見込んでいるとも思うのですが、最近、子どもの精神疾患についてもいろいろと問題になっているところから、精神衛生にかかわる部分をもう少しわかりやすくしたらどうかと思いました。設問自体に「不安や」と書いてあるのですが、不安があるという項目があってもいいかなと思います。また、精神衛生上つけやすい項目としては、不眠の問題も悩みとして入れてもいいのかなと思います。精神疾患の判断基準のような細かいところまで入れる必要は全然ないと思いますが、それぐらいはあってもいいかなと感じました。

それから、これも感想レベルですが、特に子ども向けの調査について、これを回答することによってどういうことにつながっていくのかがイメージできるようなもの、例えば、これまでとってきたアンケートからこういう事業や施策につながったということがイメージできるものがあると、回答するモチベーション、動機づけになるのではないかと思います。回答が面倒くさいと思う人も、これをつけることによって、何につながっていくのかがイメージできるような資料があるといいのではないかと感じたところです。

○加藤委員長 今のE委員の意見に対して、何かご質問あるいはご意見はございますか。

○B委員 先ほどのスクールソーシャルワーカーを加えたほうがいいのではないかとのご意見ですが、子ども用の問14に「学校のスクールカウンセラーなど」とあるので、これは整合性を持ったほうがいいのではないかと思います。ここが「など」になっているなら、こっちの項目も「など」として、整合性を持たせるようにしたらどうかと思います。

それから、精神面のことが問13の10番に出ていますけれども、これを心身とするのはどうでしょうか。実際に心と体を分離することはなかなか難しく、メンタル的なものが体にあらわれてくることも多いです。やはり、心と体は一体的なものであるということで、心身と明記したらどうかと述べさせていただきます。

○加藤委員長 問13の10番の「自分の性格や体のこと」を「自分の心身のこと」ということですが、いかがでしょうか。

○E委員 僕が提案した部分だと細かくなり過ぎるので現実的ではないと思うのですが、B委員が表現された心と体はすごくイメージがしやすくいいと思います。

これは増やしてくださいという意味ではなくて、ただ、お話ししたいのですが、睡眠の問題があるお子さんからの相談が来るのですけれども、それが体や心の問題と捉えられるかということ、なかなか難しいところがあるのです。かといって、それを言うと、本当にいろいろ細かく区切らなければならないので、すごく難しいと思いますが、今、B委員がおっしゃった心と体という表現で、僕は賛成です。

○加藤委員長 ほかの委員の方もお願いします。

○C委員 心と体を一緒の設問にするということですが、私は、かえって別のほうがいいのではないかと思います。思春期のお子さんたちの悩みで、体の悩みというのは非常に上位に来ます。心の悩みが別であれば、体の悩みは別の設問であったほうがつけやすいのではないかと思います。

○加藤委員長 この点はいかがでしょう。

○I委員 中学校で不登校の子を見ているのですが、心が風邪を引いているというのですけれども、やはり心は病気かなと思っていても、体は元気で学校へ来ることはできるお子さんが結構いらっしゃるので、心と体は別々に書いてもらったほうがいいのかと思います。

○加藤委員長 心と体の問題については、大事な項目の一つだと思いますが、分けるか、一緒にするかでございます。

高校生の皆さんはどうでしょうか。

○J委員 私は、心と体は分けたほうがいいかなと思います。私自身も、友達もそうですが、学校関係でだんだん病んでいって、心がもたなくて学校を休む子もたまにいます。

また、学校や勉強のこと以外に友達との関係もあって悩んでいって、そのことから自分が悪いというふうにだんだん心を保てなくなっていく子もすごくいるので、そこは分けたほうがいいかなと思います。

○加藤委員長 K委員はいかがですか。

○K委員 私も、そこは分けたほうがいいかなと思います。特に深い理由はないのですが、体の症状が自分の心のせいなのか、何かあったせいなのか、はっきりわかることは少ないと思うのですが、どちらかという、心のほうで悩んでいる子はかなり多いと思います。

○加藤委員長 やはり、答えやすいような形にしていればと思います。

○B委員 性格や体を一緒にしているのは何か理由があったのですか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 恐らく、そこまで深い意図はないと思います。心身という言い方であれば、心と体という位置づけだったと思います。一昔前でしたら、これでもよかったのかもしれませんが、特に相談する立場でいったら、その一つ一つの着眼点で、聞き方一つ、捉え方一つで、物事の見方が大きく変わりますので、より丁寧に、心は心、体は体で聞き取るのがよろしいかなと思います。委員の皆さんの意見を踏まえて検討していきたいと思います。

それから、ルビを振る、代筆の件ですけれども、実は、私は、3月まで知的障害者更生相談所、通称まあちと言うのですが、そちらで3年間、知的障がいがあるかという判定を行って療育手帳を交付する仕事をさせていただいていました。そこには、本当にさまざまな方がお見えになっていまして、知的障がいの方はもちろんですけれども、発達障がいの方、両方をあわせ持った方も多々いらっしゃいました。そのような方と接する中で、やはり我々が普通に読み書きしているものが読めないとか、そのとおりに見えない方もいらっしゃいました。

まず、ルビを振る点について言えば、可能な中で振ったほうがいいと思いますし、代筆も可ですという事柄も入れられるのであれば入れたいと思います。

○事務局（市川子どもの権利担当係長） ルビを振るのは、配慮として必要な一方、スペースの問題もあります。漢字を読むのが難しい方に対してどういう配慮が示せるのかということ考えた場合、例えば、ルビつきの調査票もありますのでご連絡くださいとか、代筆も、代筆という言葉を使うかどうかというのはありますが、できるだけ対応はするので、もし必要であればご連絡くださいと冒頭のわかりやすいところに書いておいて、その上でできるだけ個別に対応する考え方もあるかと思っています。

実は、印刷仕様で、A3判を折って中とじをする表裏12ページになっていますので、ページ数の関係がございます。それから、全部にルビを振ってあるものは見づらいという

方もひょっといたらいるかもしれません。今後そういう社会になっていくというところもありますが、一旦は個別に対応するという配慮もあるかと思います。

そういった中で検討させていただければと思います。

○加藤委員長 極力、障がいのある方の立場を尊重したやり方をさせていただけるのではないかと期待しております。

ほかをお願いいたします。

○F委員 部活動ですが、13歳以上の問9の③に入っていて、10歳から12歳は小学生向けだから外したのだなと思っていたのですけれども、同じく10歳から12歳の問13の8番目に「部活動や習い事のこと」と入っているので、整合性がとれないなと思いました。前回の平成25年度を見ましたら、そこは習い事などのことのみとなっていたので、部活動の扱いをどうされたのかが気になりました。

それから、10歳から12歳には中学1年生も入るのか、入らないのか、もし中学1年生も入るのなら、問9に部活動を入れてもいいのかなと思いました。

私は、小学生とはかかわっていないのですが、一部の語句で、例えば、10歳から12歳の問5の⑦番ですけれども、「多世代交流」というのは難しくないかなと思いました。

それから、ほかのところは平仮名だと思うのですが、問8の2と3で「友達」の「達」が漢字になっていますので、細かいところは後で整理させていただければと思いました。

○加藤委員長 この点で、事務局からご回答があればお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今、ご指摘がありました点については、細かい字句の整理、言葉の使い方、幾つか修正が必要な部分はあろうかと思っておりますので、直していきたいと思っております。

部活の関係は、中学生が入る場合もあるので、入れたいと思っております。

○加藤委員長 それでは、ほかに広くご質問、ご意見はございませんか。

○H委員 F委員のお話を聞いて、私もそう思っていたところがあったのですけれども、10歳から12歳用の問2で、「中学1年生」とあったので、早生まれの子のことも考えて入れたのかなと思っていました。

ただ、次の問3の9で、「アルバイト」とありますよね。私も、中学生のときに新聞配達のアバイトをしていたので、いいのかなと思ったのですけれども、小学4年生はアルバイトができるのか、記憶が曖昧で、10歳から12歳用に必要なのかなと思いましたので、質問させていただきます。

○加藤委員長 事務局からよろしく申し上げます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 当然、小学生はできません。中学1年生の方も一部いますけれども、大方はアルバイトができない年齢層かと思われるので、その点については、削除も含めて検討したいと思います。

○加藤委員長 今の点で何かございませんか。

○D委員 私も同じく気になっていたのですが、ご発言がなければ指摘しようと思っていたの

ですが、特に小学生も含まれている中でアルバイトと入れると、あたかも札幌市が小学生の就労を是としているように思われてしまうので、いかがなものかなと思います。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○I委員 細かいことで申し訳ないのですが、13歳から18歳の問2の3番で、「専門学校などに通っている」とありますけれども、大学も入れたほうがいいのかないかなと思いました。大学1年生もいますし、専門学校より大学へ行くほうが多いのかなと思ったので、大学または専門学校などに通っているにしてはどうかと思いました。

それから、同じく問4の「児童会館」ですけれども、札幌市は留守家庭児童の放課後の扱いは、児童会館と、学校にあるミニ児と、民間の児童クラブの3パターンとしていると思います。ですから、児童会館などとか、児童会館・ミニ児・児童クラブと書くなど、児童会館だけではないので、小学4年生、5年生、6年生で民間やミニ児に行っている子はわからないかもしれないため、入れていただきたいと思います。

○加藤委員長 その点はいかがでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 入れる方向で検討したいと思います。

○加藤委員長 そのほか、いかがでしょうか。

○I委員 10歳から12歳の4ページの「文化・芸術体験」とか「ボランティア活動への参加」、「多世代交流の機会」というのは、小学4年生、5年生が本当に理解して書けるのかが心配なのです。そもそも、どこまでを文化芸術の体験と言うのでしょうか。例えば、お正月にお雑煮を食べるということでもいいのだったらわかりますが、能を体験しなければならないのか、近代美術館に行って絵を見なければならないのか、とり方はいろいろあります。ですから、理解ができるかが心配です。

○辻副委員長 今、10歳から12歳のことがいろいろと出ていまして、私は、小学校の校長ですが、10歳には難しいなと感じます。具体例なんかが出ていると、そのことかと書けるけれども、「文化・芸術体験」とか「多世代交流の機会」と書かれてもわからないし、ひょっとすると、4年生だと問13の9の「家計などお金のこと」は想像がつかないと思います。お金のことと言えばお小遣いの悩みとなりまして、家計となるとちょっと難しくなります。

もっと細かいことを言えば、11ページの間21の「イベントやフォーラム」の「フォーラム」も、多分、4年生だとわからないと思います。

ある程度、具体的に書いてあげないとわからない部分はあるのかなと思います。どうしても家計のことを聞きたいのなら別の言葉で書くか、単純にお金のことだけだったら、お金のことと書いてあげるとわかるのかなと思いました。

○加藤委員長 やはり、子どもにはわかりづらいところもあるようです。

ほかにも同じようなご指摘でも結構ですから、何かご意見はございませんか。

○B委員 設問を全部変えてしまうと経年比較ができなくなってしまうので、やはり文言のところには注釈みたいな形で、括弧して何か補足説明を入れて経年比較をできる形にし

ていかなければならないのかなと思います。

新規のものは今年度から始めるものですから、文言については、わかりやすいものにして、その後も継続してとれるようにしていったほうがいいのではないかと思います。

○加藤委員長 特に新規の項目について、わかりづらい、あるいは、こういう表現にしたほうがいいのかというようなご意見はございませんでしょうか。

それでは、私から、ささいなことなのですが、お聞きします。

大人用にも、子ども用にも、「子どもの権利についてお聞きします。」とございます。これも子どもにとってはわかりづらいのかもしれませんが、例えば、大人で言いますと、10ページの一番上に見出しがあって、次に、子どもの権利を定義づけているような文章がございます。子どもの権利といっても、統一的な定義はないと思いますし、いろいろな説明ができると思うのです。私は、子どもの権利をかなり断定調で定義づけているような感じがしたのですが、子どもにはこういうような権利がありますという形にとどめてもよろしいのではないかと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それは問20のことですか。

○加藤委員長 いえ、冒頭の「子どもたち一人一人が安心して、健やかに成長していく権利のことを『子どもの権利』と言います。」とありますが、これはどこかに定義づけがあって、それを持ってきたと思うのですけれども、わかりづらいのではないかと思います。子どもにはこれこれの権利がありますという表現にしたほうがいいのではないかと思います。ここはあたかも子どもの権利という概念を定義づけているような印象がありますので、本当にそうかなと疑問が湧くのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 検討させていただきます。

子どもの権利条例の事柄を聞いていく前段で、最初から決めつけた表現は望ましくないということでもよろしいでしょうか。

○加藤委員長 本当にそうかなという疑問が湧くかなと思いました。

○事務局（市川子どもの権利担当係長） 10ページの一番最初の出だしの「子どもたち一人一人が安心して、健やかに成長していく権利のことを『子どもの権利』と言います。」という明確な規定がどこかにあるわけではないのであれば、定義として断定的に言うことはできないのではないかとということかと思えます。

11ページで列挙しているものについては、条例で条文規定があって並べているものですが、10ページの冒頭については、確かに全体的な考え方をまとめた中で言えば、それほど断定的に書く必要がない部分ですので、子どもにこういった権利がありますというか、あるいは、子どもの権利と言っていますという表現とするか、ご意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

○D委員 私は、法律に携わる者として定義には敏感になるのですが、今、委員長がおっしゃったとおり、私もここは若干違和感を覚えたところです。条例上の定義がこの4つだ

とすれば、例えば、ここはもう子どもには子どもたち一人一人が安心して健やかに成長していく権利がありますと明確に書いてしまってもいいのではないかと思いました。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○J委員 アンケートなので、書けるかどうか、わからないのですけれども、13歳から18歳の間13で、いじめのことや親との関係で困っていることとか嫌なことはありますかと聞いているので、相談場所の電話番号がどこかに書いてあれば、ここに電話すればいいのだと思ったときに電話できるかなと思いました。

○加藤委員長 アンケートの性質、性格からしてどうなりますか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 一般的には、アンケートの中でそういうものを紹介する前例はないかと思えますけれども、検討させていただきたいと思えます。

○加藤委員長 この件で意見はございませんか。

○D委員 アンケートそのものを書くのは違和感があるかとは思うのですけれども、相談機関一覧みたいなものを同封してお送りするというアイデアはあってもいいのかなと思いました。非常にいい指摘だったと思います。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 全体を通してどうでしょうか。

○G委員 大人用の問5と問17に、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」とあるのですが、「どちらかといえば」で改行していただきたいと思えます。子ども用は全て改行になっているのですが、大人用はそのままつながっているので、見やすくしていただきたいと思えます。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 アンケートが終わった後は調査結果分析になるかと思えますが、アンケート集計後についてのご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、本日の議題は、これで終了させていただきます。

活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から何か連絡事項等がございましたら、よろしくお願ひします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 本日は、活発なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

どこまでできるかはわかりませんが、できるだけ委員の皆さんの声を拾い上げて、それを反映した調査票とさせていただきたいと思っております。

次回の委員会につきましては、来年2月か3月ごろを予定しております。

今後、改めてご都合などを確認の上、ご案内をいたしますので、その際にご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

3. 閉 会

○加藤委員長 皆さん、今日は、天気の良い中、また、連休の前日といういろいろとご都合がある中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、これで、第2回委員会を終了させていただきます。

以 上